

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは古くから牡鹿半島と金華山に生息しているが、近年、生息域の拡大と生息密度の増加が確認されている。それに伴い、農林業被害の発生、車両衝突事故の発生等人ととのあつれきが増大している。また、強い採食圧により、森林が持つ公益的機能の低下や生物多様性の低下が懸念される。

これまでの対策により、捕獲頭数が増加し、生息数の増加には歯止めが掛かりつつあるものの、依然として農林業被害が継続して発生しており、生息域も県沿岸北部から県内陸部へと更に拡大しつつあることから、今後、人ととのあつれきや森林生態系への影響が増大する懸念がある。地域に応じた適正な生息密度に誘導するため、「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域、ただし金華山を除く。また、原住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域及び警戒区域に区域区分する。

5 管理の目標

区分	原住区域 (牡鹿半島：石巻市の一部・女川町の一部)	拡大区域A (牡鹿半島周辺部：石巻市の一部・女川町の一部)	拡大区域B (気仙沼市全域、南三陸町全域及び登米市の一部)	侵出抑制区域 (大崎市全域、栗原市全域及び登米市の一部)	警戒区域 (左記区域外の市町村)
目標	生息密度 10 頭/km ² 以下 生息数 1,000 頭以下	10 頭/km ² 以下	3~5 頭/km ² 以下	1~2 頭/km ² 以下	1 頭/km ² 以下

狩猟期間延長 警戒区域以外の市町村において、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から3月31日までとする（環境省令では11月15日から2月15日まで）。

鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進

警戒区域以外：市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施する。県においても市町村と調整の上で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲圧の強化を図る。

警戒区域：実際に農林業被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行うほか、市町村と調整の上で指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、頭数が増える前の早期捕獲に努める。

6 被害防除対策

個体数管理と併せ、専門家や研究機関の協力のもと、効果的な防除方法の普及を図る。また、道路環境管理作業（除草等）を適正な時期に実施する。

7 その他管理のために必要な事項

計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠あることから、捕獲、農林業・生活環境被害状況や生息・植生調査等を実施する。また、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を設置し、上記調査等について検討・評価を行い、目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に、地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。